

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年10月1日
標 津 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				標津町全域	無	令和7年度～令和11年度	標津集落 広域協定
	○			標津町全域	無	令和7年度～令和11年度	標津町 標津集落
	○			標津町内の 一部地域	無	令和7年度～令和11年度	中標津 地区集落
		○		標津町内の 一部地域	無	令和5年度～令和9年度	標津町農産物生 産者グループ